

令和 7 年 1 月 17 日

教 員 各 位

研 究 院 長

経済学研究院専門研究員について

令和7年度大学院経済学研究院専門研究員の応募について、下記のとおりお知らせいたします。

記

- (1) 専門研究員：本学院等の博士後期課程を修了し、かつ、正規の職を有しない者であつて、「北海道大学大学院経済学研究院専門研究員内規」に基づき本研究院において報酬を受けないで研究を行う者。
- (2) 研 究 期 間：研究期間は、1年以内とする。なお、研究院長が引き続き専門研究員の研究を継続する必要があると認めるときは、延長することができる。ただし、研究期間は、満63歳の年度末までとする。
- (3) 申 請 期 間：この通知の公示日以降、令和7年2月21日（金）までとする。
- (4) 申 請 手 続 き：申請にあたっては、別紙様式第1号により担当教員を経由して、経済学事務部庶務担当へ提出すること。
- (5) 担 当 教 員：専門研究員の研究の実施に関して責任を有する本研究院の教員
- (6) 決 定：研究院長は、申請があつたときは、本研究院教授会の議を経て、専門研究員を決定し、当該申請者に別紙様式第2号による研究許可通知書を交付する。
- (7) 研究費・便宜供与等：この制度による研究院としての研究費等の金銭的供与はなされないものとする。但し、本研究院の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書等を利用することができる。
- (8) 諸規則等の遵守：専門研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。
- (9) 研究許可の取消：専門研究員が（8）の北海道大学の諸規則等に違反し、又は専門研究員としてふさわしくない行為を行った場合は、研究院長は、専門研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

以 上